

## 高額療養費等に該当する可能性がある方へ

### 償還申請をする時に準備することは？

以下の書類が必要です。

- ①領収証 ②受給資格者証 ③健康保険証等（資格確認書又はマイナポータル画面の写しでも可）
- ④受給資格者の通帳またはキャッシュカード
- ⑤高額療養費・付加給付金等の支給決定通知書 または 不支給決定通知書（該当者のみ）

※⑤に該当する方は以下の場合です。

- （１）入院・外来別で一部負担金もしくは、保険薬局と処方元医療機関の医療費を合算した一部負担金の額が**1ヶ月に21,000円（7,000点又は10,500点）以上**の場合（熊本市国民健康保険加入の方を除く）
- （２）付加給付金等、保険者からの保険給付がある場合（付加給付金の有無は保険者によって異なります。）
- （３）その他保険給付がある場合等

**高額療養費・付加給付金等に該当する場合は、以下の（１）～（３）の手続きを行ってください。**

**高額療養費・付加給付金等に該当しない場合は、以下の（３）の手続きのみです。**

- （１）加入している保険者（全国健康保険協会〇〇支部、〇〇健康保険組合等）へ高額療養費・付加給付金等の申請を行ってください。

- ・償還申請の際に**領収書（原本）**は必要となりますので、保険者から返却してもらうようにしましょう。保険者へ申請する際は、領収書はコピーを控えて保管してください！
- ・合算高額療養費に該当している場合、併せて申請が必要です。
- ・住民税非課税者等の方は課税証明書が必要な場合があります。保険者にご確認ください。

- （２）支給決定通知書 または 不支給決定通知書が保険者から届きます。（償還申請の際に必要です）

※ハガキ又はオンライン発行など保険者によって異なります。

- （３）各区役所、総合出張所にて償還申請をお願いします。

※**償還申請の期限は診療月の翌月から1年間までです。**

（例）R7.2月診療⇒R7.3月からR8.2月までに申請が必要

**支給（不支給）決定通知書が届いたら速やかに償還申請を行いましょう。**

支給（不支給）決定通知書に関するお尋ねは、ご加入の保険者さんへお願いします。

